

# 高山市人権だより

令和6年3月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 生涯学習課

TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414

E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

## 災害と人権について考えてみましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



平成23(2011)年に発生した東日本大震災は、震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波の発生により、多くの命を奪い、壊滅的な被害をもたらすなど未曾有の大震災となりました。また今年(2024)には能登半島を震源とする震度7の強い地震が発生し、家屋の損害やライフラインの寸断など、大きな被害がありました。

このような災害の中で、避難行動時、避難所運営、復旧や復興過程で高齢者、障がいのある方、女性、子どもなどへの配慮不足など、災害時におけるさまざまな人権問題が顕在化しています。災害時においても、わたしたちの人権が十分に尊重されるとともに、相手の人権を尊重しなければなりません。

## 災害時における人権

災害時、被災したすべての人たちの身の上に人権上の問題が起きる危険性があります。特に以下のような立場の方に、人権侵害が起きやすい可能性があります。

- ① **高齢者**  
災害発生時に瞬時の判断や行動ができない、災害情報を入手することが困難である など
- ② **障がいのある方**  
障がいの状況により支援が必要、見た目だけではわからない障がいのある方への理解が不足 など
- ③ **妊産婦・乳幼児**  
授乳や育児スペースが確保されない、乳幼児の夜泣きに対し理解されない など
- ④ **外国人**  
日本語が不慣れで情報が伝わらない、文化や習慣などの違いによる配慮不足 など
- ⑤ **女性**  
特定の避難所運営業務が特定の性別に偏る、女性の視点が反映されにくい など
- ⑥ **子ども**  
のびのびとした学校生活ができない、ストレスによる大人からの暴力被害の恐れがある など

災害発生時は、誰もが通常の生活のなかでは感じたことのない不安感やストレスを感じます。

災害の時こそ、お互いのことを考えた行動ができるよう、普段からどのような人権意識をもって対応すれば良いのかを考えておくことが大切です。

## 共助の意識を高めましょう

防災対策や災害対応では、「自助(じじょ)」、「共助(きょうじょ)」、「公助(こうじょ)」という考え方があります。

**自助**・・・自分や家族の命を守ること

**共助**・・・隣近所や地域コミュニティ(町内会など)単位での助け合いの体制を構築すること

**公助**・・・行政による救助、支援のこと

災害による被害を最小限に抑えるためには、この3つが連携、協働することが重要です。特に、自分では対応できない状況になった時に頼れるのが「共助」であり、公助の支援が円滑に被災者に届くには、「共助」との連携が欠かせません。

「共助」は、日々の暮らしの中でも大切なことであり、「共助」の意識を高めるには、人に対する思いやりの気持ちを持つことが重要です。

まずは、自分や家族、地域で、普段から、災害時における「自助」「共助」「公助」について考え、いざ災害が発生した時に、人権の視点にたった「共助」が担えるようになりましょう。

## ひとりで悩まず、まずはご相談ください

・みんなの人権110番 ☎0570-003-110(受付時間:平日8:30~17:15)

法務局職員や人権擁護委員が相談を受けています。※相談無料、秘密厳守

・インターネット人権相談 <https://www.iinken.go.jp> 又は「インターネット人権相談」で検索